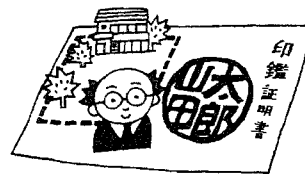


# 印鑑証明

## 昭和54年9月1日から印鑑証明の方法が変わります

今日では、お金や財産が動くときには、必ずといってよいほど印鑑証明が必要となっています。そのため印鑑や印鑑証明のからんだ犯罪や事故は全国的にたくさん起きています。そこで都留市では、印鑑証明にまつわる事故防止とすみやかな証明書の交付のため、9月1日から印鑑登録・証明制度を改めることにいたしました。あなたの財産や利益を守るため、この制度の実施にご協力ください。



切替期間……昭和54年9月1日から昭和55年3月31日までに、次のように手続きをして下さい。

[市民課・各出張所]

手続に来る人	持参するもの	お渡しするもの	注意事項
今まで登録している実印を引き続き登録する人(本人)	1. 実印	印鑑登録証をお渡します。	住所、番地、氏名、生年月日がハッキリ正しくわかるように用意してきて下さい。
実印を作りかえて登録する人(本人)	1. 今までの実印 2. 新しい実印	(これからは印鑑登録証がないと印鑑証明はできません。)	
代理人が来る場合	1. 上記のほかに代理権授与通知書があります。 2. 確認のための照会書を郵送しますので受け取ったら市役所へ持参してください。その時印鑑登録証をお渡します。(市民課・各出張所)		確認のために1週間位かかります。

◇昭和55年3月31日以後は今までの印鑑登録は無効になりますので新規登録して下さい。

9月1日以後新しく印鑑登録をする人は……実印と一緒に提出して下さい。

- ①本人確認の資料(運転免許証・官公庁の写真付身分証明書・外国人登録証明書・保証人の保証書)の内1つを提出して下さい。その時に印鑑登録証をお渡します。
- ②本人確認の資料がないとき又は代理人の場合には、照会書を郵送しますので受け取ったら必要なことを記入して持参して下さい。その時印鑑登録証をお渡します。照会書による確認のため1週間位かかります。

9月1日以後印鑑証明書をもらう人は……印鑑登録証を持参して下さい。

### 印鑑登録できないもの

- 1. 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏、若しくは名又は氏名の一部を組合わせたもので表わしていないもの。
- 2. 職業・資格その他氏名以外の事項を合わせ表わしているもの。
- 3. ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの。
- 4. 印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- 5. 印影を鮮明に表わしにくいもの。
- 6. その他市長が不相当と認めるもの。